

2025年度事業報告

【公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会の運営】

1. 中期事業計画の遂行

2025年度も定款第3条に定める「保健医療分野における福祉サービスの充実と向上を図り、社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備し公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的として協会運営を行った。2025年度は「中期事業計画」（2022～2025年度）の最終年度のため、未達成の課題に集中的に取り組み、また、基本的な方針は、「基盤整備に向けた取組」「人の尊厳、人権を尊重するソーシャルワークの推進に向けた取組」「専門性向上に向けた取組」の3本柱であり、拡大する事業の「選択と集中」を意識して取り組んだ。

2. 基盤整備に向けた取り組み（組織運営、法人運営）

(1) 「医療ソーシャルワーカー業務指針」改正に関する業務

- ① 「医療ソーシャルワーカー業務指針」改訂に向け、厚生労働省医政局との継続的な協議を行いつつ、当協会改訂案作成のための有識者を含めたチームを発足し会議を行い（計16回）、当協会改訂案を作成した。
- ② 当協会改訂案について会員及びソーシャルワーク関連団体にパブリックコメントを求め、その結果を当協会改訂案に反映するとともに、パブリックコメントへの回答を作成、公開した。
- ③ 厚生労働省の「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」に「医療ソーシャルワーカー業務指針改訂プロジェクトチーム」が設置され、当協会早坂会長がメンバーとなり議論に参画した。2025年12月に開催された「第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」において、厚生労働省が業務の骨子を「医療ソーシャルワーカー業務指針」として発出し、当協会が子細を「医療ソーシャルワーカー業務基準」として公表することが承認された。
- ④ 2026年3月、厚生労働省の「医療ソーシャルワーカー業務指針」の全部改正の公表に合わせ、当協会が「医療ソーシャルワーカー業務基準」を公表した。

(2) 厚生労働省医政局との関係構築

厚生労働省内の業務分掌の医政局移管に伴い、「医療ソーシャルワーカー業務指針」の改訂作業を通し、当協会への理解を深めてもらうよう働きかけを行った。

(3) 各都道府県医療ソーシャルワーカー協会（以下、「都道府県協会」）との連携

当協会と都道府県協会の連携のあり方を見直し、役割等について明確化した。また、全国規模での正確な会員情報に関する基礎調査を継続した。

(4) 危機管理体制の構築

当協会の災害訓練を実施し、事業継続計画（BCP）作成を念頭に課題を抽出した。

(5) 会員情報の適切な管理・活用

会員情報データベースを用いた当協会の会員の専門職の状況等のデータをホームページに公開し、専門職団体としてのデータ化の改善に向けても取り組んだ。

(6) 団体統合の模索

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）の会合において、日本社会福祉士会等との協働事業の実施についての働きかけを行った。

3. 人の尊厳、人権を尊重するソーシャルワークの推進に向けた取り組み（公益目的事業1.4）

(1) 医療基本法フォーラム版推進事業への参画

医療ソーシャルワークの推進につながる医療基本法の成立に向けて、賛同都道府県協会、患者の権利法をつくる会と協働した。

(2) 調査研究事業の推進

国の審議会（がん対策推進協議会、循環器病対策推進協議会等）で当協会としての意見発出ができるチーム活動を推進した。また令和8年度診療報酬改定に向けて、厚生労働省保険局へ要望書を提出した。

(3) 社会貢献事業の推進

患者の権利侵害をなくすための個別の活動を推進した（身元保証人問題、依存症リハビリソーシャルワーク、ハンセン病者支援、災害支援、国際ソーシャルワーク）。

(4) 全国大会（三重大会）の開催

三重県医療ソーシャルワーカー協会と協働し全国大会（三重大会）を開催し、全国のソーシャルワーカーと一丸となりソーシャルワークの普及啓発を図った。

4. 専門性向上に向けた取り組み（公益目的事業2.3）

(1) 研修実施体制の効率化

① e-ラーニング化、②チーム化、③都道府県協会及び他団体との共催等を実施した。

(2) 認定医療ソーシャルワーカー及び認定社会福祉士の取得推進

認定医療ソーシャルワーカーの証として記章（バッジ）を作成、配布し、取得者の拡大を図った。

(3) スーパービジョンの普及

認定医療ソーシャルワーカーから認定社会福祉士への課程で必要不可欠なスーパービジョンの普及を図り、医療ソーシャルワーカー業界内にスーパービジョン文化を定着させるための様々な研修を実施した。

【公益目的事業1 保健医療分野の社会福祉及び福祉サービスに係る調査研究事業の実施】

1. 医療ソーシャルワーカーの適正配置等に関する調査研究事業

(1) 循環器病対策、がん対策等、疾患や社会情勢のトピックに合わせた調査研究を行った。循環器病対策・がん対策については、チームを発足し検討を重ねた。循環器病対策チームにおいては、脳卒中・心臓病等総合相談支援センターモデル病院情報交換会を開催した（2026年1月23日（金））。

(2) 令和8年度診療報酬改定に向けて、厚生労働省保険局へ要望書を提出した。

(3) 令和8年度診療報酬改定の説明会を開催した（申込者数 798名）。

(4) 2024年度立ち上げた「外来ソーシャルワークチーム」、「小児・周産期ソーシャルワークチーム」の活動を継続した。

(5) 当協会が開発した医療機関で使用するデータシステムMANBOの広報を充実させ、会員からの問い合わせに対応した。

2. ソーシャルワーク実践のための倫理的共通規範の確立・普及に関する事業

「医療ソーシャルワーカー行動基準ガイドライン」（2023年度作成）を医療ソーシャルワーカー等に周知し、倫理的共通規範の啓発を図った。

3. 国際的学術交流に関する事業

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のアジア太平洋地域会長を当協会の理事が担っていることから、事務局としての機能を果たした。アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議のスリランカ開催にあたり、企画、準備段階から対応し、JFSW会員とともに会議へ参加し、協会ニュースで会員に情報を伝えた。また、諸外国のソーシャルワーク及び医療ソーシャルワーカーの現状・課題、今後のあり方について、情報収集とネットワーク強化、プラットフォーム構築のための活動をJFSW国際委員会と共に行った。3月の世界ソーシャルワークデーには、シンポジウム「多文化共生の地域づくり～先進地の取り組みに学び、ソーシャルワークの地域実践を考える～」を開催した。

4. 上記1から3までの事業について、保健医療分野の福祉サービスに係る普及啓発を図り、個人情報保護や機密性に配慮しながら、会員及び国民へ情報発信を行った。

- (1) 会誌「協会ニュース」を年4回発行した。
- (2) 機関誌「医療と福祉」を年2回発行するとともに、ホームページの会員サイトで過去の掲載論文の「検索システム」を継続し、広報した。
- (3) ホームページを活用し広報した。また、YouTubeチャンネル等SNSを活用した広報に関する検討を開始した。

【公益目的事業2 保健医療分野の福祉サービスに携わる社会福祉士の専門知識及び技術の習得及び向上に資する研修事業の実施】

1. 医療ソーシャルワーカーの専門知識及び技術の習得等に資する当協会主催の研修の実施・管理

- (1) 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰを実施した（e-ラーニング受講者数 278名、Webライブ修了者数 第1回97名、第2回96名）。
- (2) 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱを実施した（修了者数 第1回72名、第2回58名）。
- (3) 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ）を実施した（修了者数 28名）。
- (4) 実習指導者養成認定研修を実施した（修了者数 第1回54名、第2回50名）。
- (5) 人材開発・養成講座を実施した（修了者数 40名）。
- (6) ソーシャルワーク・スキルアップ研修として、次の研修を実施した。
 - ① スーパービジョン（修了者数 53名）
 - ② ISTT（統合的短期型支援）研修－理論トレーニングⅠ（基礎理論）－（修了者数 28名）
 - ③ ISTT（統合的短期型支援）研修－理論トレーニングⅡ（BPS理論）－（修了者数 16名）
 - ④ 面接技術 ～ソリューション・フォーカスト・アプローチ（SFA）～（修了者数 29名）
 - ⑤ 入退院支援専門ソーシャルワーク研修（修了者数 第1回（宮城）22名、第2回（東京）39名）
 - ⑥ 周産期・小児ソーシャルワーク研修（修了者数 43名）
 - ⑦ ソーシャルワークにおける就労支援（修了者数 57名）
 - ⑧ ソーシャルワークにおける臨床倫理（修了者数 51名）
 - ⑨ 認知症の方へのソーシャルワーク支援（修了者数 43名）
 - ⑩ 医療機関におけるソーシャルアクション（修了者数 35名）
- (7) 社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座を実施した（受講者数 35名）。

2. 研修統括事業部以外の担当部署が実施するセミナー等の統括及び他部署との調整

- (1) 在宅医療ソーシャルワーク研修会を実施した（修了者数 24名）。
- (2) 人生の最終段階における意思決定支援研修会を実施した（受講者数 238名）。
- (3) 一般医療機関における依存症リカバリーソーシャルワーク研修を実施した（修了者数 第1回48名、第2回29名）。
- (4) 身元保証人問題へのソーシャルワークのオンデマンド研修を実施した（修了者数 基礎編28名、実践編21名、基礎・実践編216名）。
- (5) 個別テーマに関するオンラインセミナーを年8回実施した（第1回「介護医療院の実態とソーシャルワーク」申込者数 63名、第2回「はじめてのデータ活用術①初級編」申込者数 183名、第3回「在宅医療の体制整備におけるMSWの役割と実践」申込者数 81名、第4回「はじめてのデータ活用術②実践編」申込者数 109名、第5回「SWの実践思考と言動の振り返り方～価値倫理、理論モデルを用いて～」申込者数 131名、第6回「はじめてのデータ活用術③上級編」申込者数 83名、第7回「身寄りのない人や医療に係る意思決定が困難な人への医療行為の同意について」申込者数 266名、第8回「医療ソーシャルワーク実践における紹介業者活用の可能性と課題」申込者数 60名）。
- (6) フレッシュ医療ソーシャルワーカー研修会を実施した（修了者数 第1回（オンライン）69名、第2回（奈良）22名）。

3. 研修の計画・実施・評価・改善

- (1) 研修の計画・実施・評価・改善の検討を行った。
 - ① 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ・Ⅱ等の計画・実施・評価・改善
 - ② 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ・Ⅱのシラバス見直し後の評価
 - ③ 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰのe-learning化後の評価
 - ④ ソーシャルワーク・スキルアップ研修のチーム化
- (2) 実習指導者養成検討担当チーム会議を開催し、研修の計画・実施・評価・改善の検討を行った。
- (3) 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修担当チーム会議を開催し、研修の計画・実施・評価・改善の検討を行った（日本社会福祉士会との協働）。
- (4) 日本医療社会事業学会の企画・運営、抄録査読等を通して、ソーシャルワーク実践における疑問等について研究発表の機会を提供した。
- (5) 都道府県協会研修担当者会議を開催し、組織率の低下や研修参加者数の減少等の共通した課題と改善策等の検討を行った（1回目：2025年6月27日（金）、28日（土）、2回目：2025年12月5日（金）、6日（土））。
- (6) 都道府県協会を対象に講師紹介（派遣）事業を実施し（11件）、会員の資質の向上に加えて、公益社団法人として医療ソーシャルワーカー全体のレベルアップを図った。
- (7) その他、ソーシャルワーク関連団体等とも連携しながら、教育・研修全般について必要な検討を行った。

4. こども家庭ソーシャルワーカー認定資格受験のための指定研修の実施

東京社会福祉士会との共催により、昨年度同様に土曜日コース、日祝日コースを実施した（修了者数 52名（内訳：当協会員15名、東京社会福祉士会会員5名、非会員32名））。

【公益目的事業3 認定医療ソーシャルワーカー制度の整備並びに資格付与に関する事業の実施】

1. 認定医療ソーシャルワーカーの認定・登録

- (1) 認定医療ソーシャルワーカーの認定付与及び登録事業として以下を実施した。
 - ① 2024年度（第15期）審査合格者の登録（新規29名、更新（1回目・2回目合計）34名）
 - ② 2025年度（第16期）申請受付（新規44名、更新（1回目・2回目・3回目合計）54名）
 - ③ 認定医療ソーシャルワーカー停止（失効）者への啓発・再申請の案内の送付
- (2) 認定医療ソーシャルワーカー認定審査会を開催した。
- (3) 都道府県協会等関係団体の研修シラバス審査を行った。（審査件数 144件（内訳：都道府県協会134件、他団体8件、複数団体2件）
- (4) 認定医療ソーシャルワーカー制度の運営規程の整備・見直しを行った。

2. 認定医療ソーシャルワーカーと認定社会福祉士のダブル取得の推進

- (1) 認定社会福祉士認定研修（認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構という）の受託事業、日本社会福祉士会と共催）を実施した。（受講者数 43名）
- (2) 機構又は日本社会福祉士会の認定事業推進に関する各種会議へ参加した。
- (3) 認定医療ソーシャルワーカー制度の評価と今後のあり方についての検討を継続した。

3. 実践現場におけるスーパービジョン体制構築への支援と機構へのスーパーバイザー登録の促進

- (1) 「スーパーバイザー養成認定研修」を2回実施し、修了者へ修了証明書を発行した。（修了者数 第1回47名、第2回27名）
- (2) 「機構スーパービジョン説明会（機構の受託事業）」を2回実施し、修了者へ修了証明書を発行した。（修了者数 第1回 21名、第2回9名）
- (3) 「機構スーパーバイザー登録推進研修」を2回実施し、登録申請を推奨した。（受講者数 第1回 9名、第2回5名）
- (4) 「機構スーパーバイザーのためのサポート講座」を1回実施し、現場で実際にスーパービジョンを行う立場のソーシャルワーカーに対するバックアップを行った。（修了者数 18名）
- (5) 「グループスーパービジョン体験研修」を2回実施し、グループスーパービジョン（2022年機構認可）を実践できるよう、機構の手順に沿い、体験演習を行った。（修了者数 第1回12名、第2回9名）
- (6) 機構スーパーバイザー登録申請の受付及び、推薦書の発行、登録者管理を行った。
- (7) 「スーパーバイザー登録事業運営会議」を1回開催し、保健医療分野におけるスーパービジョン体制の啓発、並びに機構への登録のための課題を検討した。

4. 当協会が主催する機構の研修認証の維持

当協会の主催研修のうち、機構から研修認証を受けている研修の維持を行った。

5. 認定制度の普及啓発

- (1) 認定制度の啓発のためのYouTube動画配信、協会ニュースでの発信を行った。
- (2) ホームページに公開されている認定医療ソーシャルワーカー及び登録スーパーバイザーの一覧を更新した。
- (3) ホームページに公開されている都道府県協会等研修シラバスポイント一覧を更新した。
- (4) 全国大会で医療ソーシャルワーカーの実践力と資質向上における協会の取組みとその意義に関

するシンポジウムを開催した。

(5) オンラインセミナーを実施し、申請の促進を図った。

【公益目的事業4 社会貢献に関する事業の実施】

1. 国内における災害発生時の支援活動及びソーシャルワーカー派遣事業の実施

- (1) 令和6年能登半島地震の被災者支援活動として石川県珠洲市支援事業を実施した。
- (2) 2024年度に行われた1.5次避難所における災害支援活動の総括作業を継続し、今後の災害支援時に向けての評価と課題を報告し、災害時の記録やアセスメント等の開発にも取り組んだ。
- (3) 災害対策要綱に基づき、災害発生時の組織運営の在り方の検討・指針に基づいた体制整備を行った。
 - ① 都道府県協会の災害担当者との情報交換会の開催（2025年11月20日（木））。
 - ② 「災害支援ガイドライン」に基づいた組織活動の実施
 - ・災害訓練の実施
 - ・災害研修の企画・実施（オンデマンド研修及び対面研修の実施、修了者数 オンデマンド研修 194名、第1回対面研修（東京、北海道）32名、第2回対面研修（大阪、大分）26名）
 - ・掲載に賛同が得られた都道府県協会の災害対応に関する情報のホームページ上での一括把握

2. 患者家族のための権利擁護活動

- (1) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、以下の依存症リカバリーソーシャルワーク事業を実施した。
 - ① 2025（令和7）年度厚生労働省依存症民間支援事業として「アルコール依存症回復支援の実際：先進的な事例検討」の研修の実施（受講者数 第1回（東北地域）48名、第2回（関西地域）30名）
 - ② 総合的な依存症支援力を身につける事例集の作成
 - ③ 2026年度アルコール健康障害対策基本計画（第3期）の見直しに向けた当協会としての提言の検討
 - ④ 一般医療機関のMSWへアルコール依存症支援内容の提示や発信
 - ⑤ 都道府県協会とのネットワークづくりとソーシャルアクション
 - ⑥ 依存症関連団体、依存症関連学会、職能団体との連携・協働
 - ・汎用性の高い依存症支援の習得を目指すソーシャルワーカー関係団体協議会への参加（久里浜委託全国研修の協働を含む）
 - ⑦ 2026（令和8）年度厚生労働省依存症民間団体支援事業の申請
- (2) アピール・提言活動として、以下の医療基本法推進事業を実施した。
 - ① 患者の権利法をつくる会世話人会、医療基本法フォーラム、同会によるシンポジウムへの参加、日本医師会その他の医療従事者団体、医療基本法議員連盟総会等への働きかけの協力
 - ② 会員への広報活動として、ホームページ、協会ニュース、メールマガジン等での広報活動
 - ③ 都道府県協会との「医療基本法要綱案（医療基本フォーラム版）」に関するオンライン意見交換会の実施、賛同団体の増加に向けた取り組み
 - ④ 会員や都道府県協会の医療基本法制定活動への参加機会や情報の提供
- (3) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、以下の身元保証人問題対応事業を実施した。
 - ① 身元保証人問題とソーシャルワークのオンラインセミナーの実施、会員及び非会員に対しての知識の普及啓発の機会の確保

- ② 全国医療機関調査結果の公開と他団体とのシンポジウムの開催、政策提言の取りまとめ
- ③ 日本弁護士連合会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本病院会、全国老人保健施設協会等の他団体との協働
- (4) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、自動車事故被害者の支援情報の普及啓発を実施した。
 - ① 自動車事故被害者への支援について独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の事業パンフレットの会員への送付
 - ② 第73回三重大会へのNASVAの出展による事業等の紹介

3. ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する支援活動及び権利擁護活動

- (1) ハンセン病回復者等への支援活動事業として、以下を実施した。
 - ① ハンセン病回復者及び家族の地域生活を支える活動を行う「ハート相談センター」(運営：日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW))への相談員派遣、高齢化が進む回復者及び家族への個別支援と相談支援の全国の支援機関と連携した実施
 - ② 「ハート相談センター」の事務局機能を担っての運営協力
 - ③ 退所者の会「あおばの会」の支援

【組織運営に関する事業の実施】

当協会の組織運営に関して、以下の事業を実施した。

- 1. 全国医療ソーシャルワーカー協会会長会の事務局に関する業務
 - (1) 会長会の適切な運営のため、事務連絡・会計・メーリングリスト運用等の事務局機能を担った。
 - (2) 会長会ホームページへ適宜情報掲載するとともに、都道府県協会との調整を図った。
 - (3) 全国医療ソーシャルワーカー協会基礎調査を定例実施するため、各都道府県協会の協力を得て調査を実施し、全協会から回答を得て集計し結果を報告した。
- 2. 会員の入会、退会に関する手続業務及び会員に関する情報の管理その他会務運営に必要な業務
 - (1) 会員の入退会に関する審査管理を行った。
 - (2) 個人情報保護規程に基づき個人情報管理を行った。
- 3. 永年表彰受賞者の選定及び表彰の実施に関する業務

第73回三重大会会期中に表彰を行った(70名)。
- 4. 本会の定款及び施行規則に基づく諸規程の整備その他公益認定の維持に関する業務
 - (1) 本会の定款及び施行規則に基づき諸規程を整備した。
 - (2) 公益法人維持にかかる事務として、関係法令の改正動向等を注視し、必要に応じ対応した。
- 5. 全国大会開催に関する業務
 - (1) 第73回三重大会を2025年6月21日(土)、22日(日)に開催した(参加者数 879名)。
 - (2) 以下の大会の開催準備及び実行のため全国大会チームの運営調整を行った。
 - ① 第74回岩手大会
 - ② 第75回愛知大会
 - (3) 第76回大会の開催地を決定した(熊本県)。

6. 社員総会

- (1) 第15回社員総会を第73回三重大会会期中に開催した。
- (2) 定款施行規則、役員選出等管理委員会内規に従い、役員選出管理委員会を設置し、社員総会にて次期役員を選出した。

【法人運営に関する事業の実施】

当協会の法人運営に関して、以下の事業を実施した。

1. 本会の財産管理及び出納に関する業務

2. 収支計算書、収支予算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等の原案の作成に関する業務

3. 会員情報データベース事業

会員情報のデータベース（2023年度作成）について、入力者数の増加に向けた広報・普及、各事業部でのデータ活用、ホームページでのデータ公開を実施した。

4. 関連団体・機関との連携

(1) 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

構成団体として代表者会議及び各委員会へ出席するとともに、以下の事業に参加した。

- ① ソーシャルワーカーの職務に関する知識及び技術の向上に関する事業として、「ハート相談センター」の設置運営等へ協力した。
- ② ソーシャルワーカーの資格制度の発展及び社会的地位の向上に関する事業として、「ソーシャルワーカーデー」や日本ソーシャルワーカー協会主催の合同シンポジウムへシンポジストを派遣し協力した。
- ③ 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）に関する事業として、国際会議への出席、「世界ソーシャルワークデー」の普及啓発及び記念イベントの実施等へ協力した。
- ④ こども家庭ソーシャルワークの委員会の設置を提案し、関係団体との研修開催を模索した。
- ⑤ 「生活保護基準引き下げ訴訟に関する最高裁判決についての声明」、「平和社会構築へ向けたソーシャルワーカーとしての決意と呼びかけ（声明）」を公開した。

(2) ソーシャルケアサービス研究協議会（SCS）

幹事団体の一つとして会計を担当し、また、構成団体として全体会議へ出席するとともに以下の事業に参加した。

- ① 新年賀詞交歓会の開催等への協力（新年賀詞交歓会は衆議院解散総選挙のため急きょ中止となった）
- ② 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」の活動参加への協力

(3) 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（JSWC）

設立団体として関連会議に出席するとともに、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格に係る研修実施機関認定、試験、登録、広報等の事業実施に協力するとともに、貸付け団体として事業実施状況を確認した。

(4) チーム医療推進協議会

構成団体として理事会及び総会へ出席するとともに、研修、学会、会長懇談会、職業紹介、まんが冊子の販売等に協力した。

- (5) NPO地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク
団体会員として「全国の集い」等の活動の周知に協力し、実施を支援した。
- (6) 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
賛同団体として活動の周知に協力し、実施を支援した。
- (7) アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク（アル法ネット）
幹事団体として調査・政策提言や研修等の活動に参加した。
- (8) 国民医療推進協議会
国民皆保険制度を守るためのアピール活動に協力した。
- (9) 国際医療技術財団（JIMTEF）
構成団体として災害医療研修参加者を募集した。
- (10) 患者の権利法をつくる会
共同提案団体として医療基本法制定に向けての活動に参加した。
- (11) 全日本病院協会
「病院医療ソーシャルワーカー研修会」の共催団体として研修運営・周知に協力した（2回）。
- (12) 日本在宅医療連合学会
「在宅医療インテグレーター養成講座」の共催団体として講座運営に協力した。
- (13) 日本脳卒中医療ケア従事者連合（SCPA）
社員団体として総会へ出席するとともに、研修・調査や支部設立等の活動に協力した。
- (14) 救急認定ソーシャルワーカー認定機構
協力団体として理事会へ出席するとともに、研修や会員への普及啓発等の活動に協力した。
- (15) 日本在宅ケアアライアンス
賛助会員として在宅医療の推進を目指した調査・政策提言、研修等の活動に協力した。
- (16) 日本アドバンス・ケア・プランニング研究会
アドバンス・ケア・プランニングに関する研修会の共催団体として研修の運営・周知に協力した。
- (17) はばたき福祉事業団
賛助団体として活動の周知に協力し、実施を支援した。
- (18) 厚生労働省・関係省庁
 - ① 診療報酬・介護報酬改定、身元保証人問題、両立支援等について関係部局と協議を行った。
 - ② 各政策の企画立案・実施のための会議へ委員を派遣した。
 - ③ 医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室に研修生を1名派遣した。

5. 団体統合に向けた協議

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）の会合において、日本社会福祉士会等との協働事業の実施について働きかけを行った。

6. 日本医療ソーシャルワーカー協会年史の作成について

当協会75周年誌作成のためのチームを設置した。

7. その他、独立した委員会の設置・運営に関する業務

- (1) 倫理委員会を設置し、会員に対する除名処分を相当とする申出、又は会員が倫理綱領に抵触する行為をしたとの申出に対応した（対応数 1件）。

(2) 倫理審査委員会を設置し、会員による調査研究が関係法令及び倫理綱領に適合することを事前に審査した。

8. 組織基盤の安定化、適正な法人運営のため弁護士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を継続した。

9. その他、必要な法人運営に関する事業を行った。

【法人の運営体制の充実を図るための取組】

以下の取組を行った。

1. 外部役員の選任

2025年4月1日の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、外部理事及び外部監事の選任が公益認定の基準となったことから、第15回社員総会での役員改選において、外部理事1名（医師）及び外部監事2名（特定社会保険労務士、弁護士）を選任した。また、それに関連し定款、役員報酬等規程の改正を行った。選任された外部理事に対しては代表理事より、外部監事に対しては前任監事より、外部役員としての期待を含め役割について説明を行った。

2. 規程の整備

内部統制強化の一環として、文書管理規程、公印取扱規程、事務局規程を新規に制定した。

以 上